

栃木県次期プラン策定要綱

1 次期プラン策定の趣旨

栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」は、本県の将来像として「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」を掲げた、5年間（平成28（2016）年度から令和2（2020）年度）の県政の基本指針であり、現在、その実現に向け、各プロジェクトに全力で取り組んでいるところである。

我が国においては、人口減少・高齢化の進行、社会経済のグローバル化の進展、AIやビッグデータ等の先端技術の実用化などにより、社会構造が今後大きく変化していく中、地域経済の縮小、地域コミュニティ活動等の担い手不足、全世代型の社会保障の構築、気候変動・大規模自然災害への対応、インフラの老朽化などの課題が山積している。

このような中、本県においては、若い世代をはじめすべての県民が将来に夢や希望を抱けるよう、子育て・教育環境の更なる充実、多文化共生の地域づくり等国際化への総合的な対応、多発する災害に備えた防災・危機管理体制の強化、ICT等による技術革新や県民福祉の向上等を図りながら、本県の魅力・実力を全国に、そして世界に発信し、すべての分野で「選ばれるとちぎ」の実現を目指していくことが必要である。

こうした課題を真正面から受け止め、これまでの成果を継承しながら、本県の持続可能な発展と豊かで安定した県民生活の実現を図るため、新たな県政の基本指針となる次期プランを策定する。

2 次期プランの性格と役割

次期プランは、中長期的な展望の下、県民とともに目指す本県の将来像を描き、その実現に向けた政策展開の基本的な方向性を明らかにするとともに、今後5年間の目標や重点的かつ戦略的に取り組む施策を示す県政の基本指針とする。

また、県民や行政、NPO、企業、団体など、地域社会のすべての構成員が、課題認識や価値観を共有しながら、将来像の実現を目指し、ともに歩んでいくための共通の目標という役割も担うものとする。

3 次期プランの計画期間

次期プランの計画期間は、21世紀中頃を展望した、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とする。

4 次期プランの内容

次期プランに記載する内容・項目は、次のとおりとする。

- (1) 中長期的な展望を踏まえた本県の目指すべき将来像
- (2) 将来像の実現に向けた政策展開の基本的な方向性に関する事項
- (3) 今後5年間の目標とその達成のために重点的かつ戦略的に取り組む施策に関する事項
- (4) その他次期プランを推進するために必要な事項

5 次期プランの策定体制

次期プランの策定に当たっては、県議会をはじめ、広く県民の意見等を求めるとともに、策定事務を円滑に進めるため、策定体制を次のとおりとする。

(1) 次期プラン策定懇談会の設置

「4 次期プランの内容」に掲げる事項等について、意見を求め、それらを次期プランに反映させるため、知事が委嘱する学識経験者等の委員で構成する「次期プラン策定懇談会」を設置する。

(2) 県民からの意見の聴取

県民の意見を次期プランに反映させるため、各種広報・広聴事業を活用し、広く県民の意見を聴取するとともに、アンケート調査やパブリックコメント等を実施する。

(3) 県民への情報提供

県の広報誌やホームページ、各種の広報媒体などを活用して、次期プランの策定状況等について、県民へ情報提供を行う。

(4) 市町の意向調査

県内市町の課題や意向を把握し、それらを次期プランに反映させるため、市町長の意向調査や市町職員との意見交換等を実施する。

(5) 庁内体制の整備

ア 部局間の各種調整等を進めるため、「次期プラン等策定調整会議」を設置する。

イ 次期プランの策定事務局は、総合政策部総合政策課に置く。

6 その他

(1) この要綱に定めるもののほか、次期プランの策定に関し必要な事項は、別に定める。

(2) この要綱は、令和元（2019）年5月13日から適用し、次期プランの決定をもって廃止する。

栃木県次期プラン策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 県政の基本指針となる次期プランの策定に当たり、栃木県議会、市町村、関係団体等から幅広く意見等を聴取するため、栃木県次期プラン策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定懇談会は、次の事項を所掌する。

- (1) 次期プランの検討に関すること。
- (2) その他次期プランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定懇談会は、委員 35 名程度をもって組織する。

- 2 策定懇談会の委員は、栃木県議会の議員、市町村の長を代表する者、関係団体の役員、学識経験のある者、公募により選考された者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、委嘱の日から令和 3 (2021) 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第 2 項に規定する委員の公募に関する取扱いについては、知事が別に定める。

(会長)

第4条 策定懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、策定懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 策定懇談会には、専門的事項を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の諮問に応じ、検討を行い、その結果を報告する。
- 3 部会の委員は、策定懇談会の委員のうちから、会長が指名する。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、部会の組織及び運営については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 策定懇談会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元(2019)年5月13日から施行し、令和3(2021)年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の策定懇談会は知事が、最初の部会は会長が招集する。

栃木県次期プラン策定懇談会委員名簿

令和元(2019)年10月1日現在

氏名	役職等
浅野 裕子	(一社)スリーアクト代表理事
池田 裕一	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
石塚 勇人	(公財)栃木県国際交流協会参与
井田 治美	日本労働組合総連合会栃木県連合会 女性委員会幹事
岩村 由紀乃	(株)下野新聞社編集局 地域センター長兼地域報道部長
大森 宣暁	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
大山 眞一	公募委員
大山 知子	(一社)栃木県老人福祉施設協議会 会長
金子 裕美	鹿沼市森林組合副組合長
川津 博亨	(一社)栃木県歯科医師会副会長
君島 理恵	塩原温泉観光協会副会長
五艘 みどり	帝京大学経済学部准教授
児玉 博昭	白鷗大学法学部教授
小森 孝子	栃木県保育協議会副会長
小山 さなえ	山梨学院大学スポーツ科学部教授
佐藤 信	栃木県市長会(鹿沼市長)
佐藤 良	栃木県議会議員
司城 紀代美	宇都宮大学教育学部准教授
須賀 英之	宇都宮共和大学・宇都宮短期大学学長

氏名	役職等
高橋 若菜	宇都宮大学国際学部准教授
谷黒 克守	(一社)栃木県建設業協会会長
豊田 彩乃	ゲストハウス街音運営者
中島 宏	栃木県議会議員
長島 徹	(一社)栃木県医師会常任理事
中田 和良	栃木県生活協同組合連合会専務理事
中野 謙作	(一社)栃木県若年者支援機構 代表理事
中村 祐司	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
沼田 一也	合同会社後沢農業クラブ代表社員
野呂 千鶴子	国際医療福祉大学保健医療学部教授
福田 雅章	栃木県児童養護施設等連絡協議会 会長
藤澤 勝	栃木県農業協同組合中央会参事
星野 光利	栃木県町村会(上三川町長)
増渕 正二	(一社)栃木県商工会議所連合会会長
増渕 弘子	栃木県地球温暖化防止活動推進 センター事務局長
松下 正直	(一社)栃木県銀行協会会長
宮下 陽子	栃木県自閉症協会会長
横山 玲子	栃木県女性農業士会会長

(以上37名・五十音順・敬称略)

次期プラン等策定スケジュール

年月	県庁内	次期プラン策定懇談会等	次期プラン及び次期地方創生 総合戦略検討会 (県議会)
令和元年 5月 (2019年)	○策定要綱制定 ○策定調整会議設置	○懇談会設置要綱制定	○検討会 ・正副会長互選 ○検討会 ・年間活動計画 ・次期プラン等の策定について
6月	○市町長意向調査 ○若者意向調査 等	○公募委員募集	
7月		○第1回15戦略評価会議	
8月	○策定調整会議等適宜開催	○懇談会委員決定	○検討会 ・意見交換 ・元気発信プラン等の現状評価 等
9月			○検討会 ・意見交換 等
10月		○第2回15戦略評価会議	○検討会(全議員) ・意見交換
11月		○第1回策定懇談会(11/7) ・元気発信プランの現状評価 ・時代の潮流ととちぎの課題 等	○検討会 ・報告書(骨子) 等
12月			○検討会 ・報告書(素案) ○検討会 ・報告書(案)
令和2年 1月 (2020年)		○第3回15戦略評価会議	
2月	○次期プラン第1次素案パブコメ ○次期戦略素案パブコメ	○第2回策定懇談会(2/3) ・次期プラン第1次素案 等	○検討会 ・次期プラン第2次素案 ・次期戦略素案
3月	○次期戦略決定、公表		
6月		○第3回策定懇談会 ・次期プラン第1次素案パブコメ結果 ・各論の考え方 等	
11月	○次期プラン第2次素案パブコメ	○第4回策定懇談会 ・次期プラン第2次素案	
令和3年 1月 (2021年)		○第5回策定懇談会 ・次期プラン最終案	
2月	○次期プラン決定、公表		

※懇談会のほかR2年度は部会開催予定(2回程度)

次期プラン等策定体制

